

令和3年度 第1回 甲賀市地域防災計画修正の概要について

1. 甲賀市地域防災計画とは

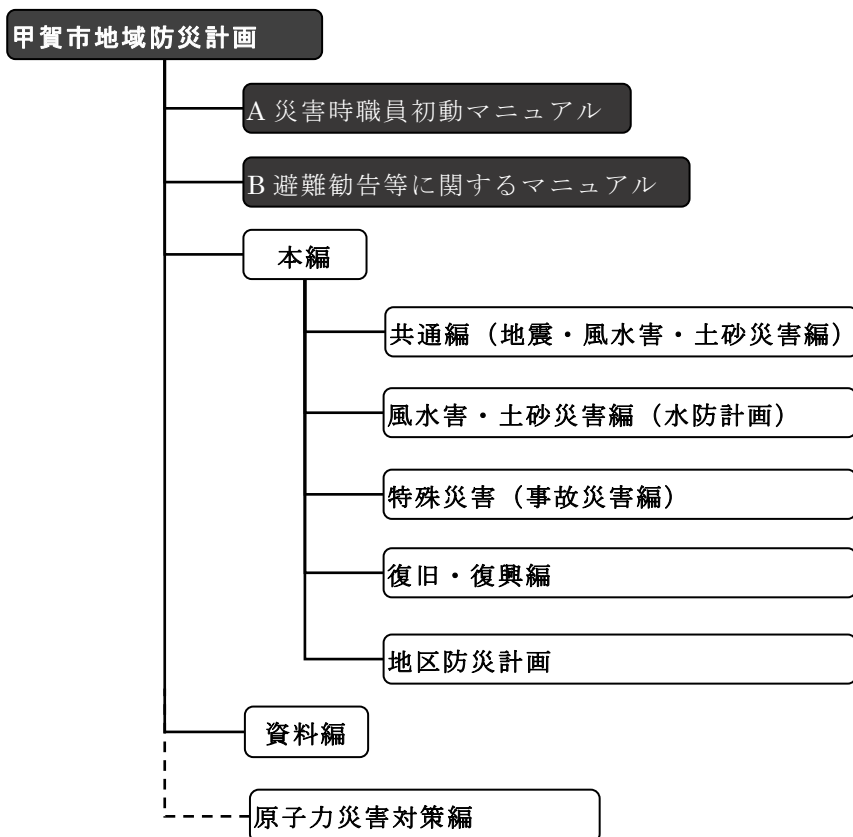
甲賀市では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市域における災害に対する予防、応急対策及び復旧・復興等に関する事項を定めた「甲賀市地域防災計画」を策定している。

2. 計画修正の趣旨

令和元年台風19号において行政による避難情報がわかりにくいという課題が顕在化したことに加え、避難しなかった又は避難が遅れたことによる被災が多発したため、令和3年5月に「災害対策基本法」が改正され、これを踏まえて改定された内閣府の「避難情報に関するガイドライン」の内容を反映させるもの。また、近年の防災気象情報の新設・変更にかかる関連事項に修正を加えるもの。

3. 甲賀市地域防災計画における今回の修正箇所

今回は下図の着色部分に係る追加修正等を実施した。



4. 主な修正内容

(1) 避難情報の発令マニュアルの見直し

令和3年5月20日に施行された改正災害対策基本法を受け、内閣府が令和3年5月に改定した「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、本市における洪水等・土砂災害に係る避難情報の発令基準等をとりまとめた「避難勧告等に関するマニュアル」を今回「避難情報の発令マニュアル」として修正するもの。

主な変更点としては、避難勧告と避難指示を一本化し、同じ警戒レベル4避難指示として発令するもの。

《資料1》

(2) 早期開設の避難場所の運用にかかる災害時職員初動マニュアルの見直し

市民の早めの立退き避難を促すため、おおむね23小学校区ごとに公共施設を「早期開設の避難場所」とし、事前予測が可能な台風などの災害に際して開設する。運用にあたっては、「災害時職員初動マニュアル」の風水害時の配備基準を見直し、警戒体制第1号体制ならびに第2号体制にそれぞれ、「早期開設の避難場所」の運用区分を設け、職員の動員配備数を見直すもの。

また、台風対応時の事前行動計画(タイムライン)を作成し、対応時の判断に資するもの。

《資料2》

5. 報告事項

(1) 甲賀市災害時受援計画(案)の概要について

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第4項の規定に基づき、災害時において他の官民関係機関等から人的・物的な支援を迅速・的確に受け入れるため、効果的な調整と調達を行う対策に関する事項を定めた「甲賀市災害時受援計画」について、令和3年2月の防災会議や令和3年5月の議会総務常任委員会などでの意見を踏まえ必要な修正を行うもの。

《資料3》

(2) 令和2年度 甲賀市消防団による土砂災害警戒巡視の結果について

地域住民の早期避難につなげるために、消防団員が避難行動を促す地域リーダーとして、土砂災害令和2年7月から10月にかけて土砂災害特別警戒区域を巡視した。その結果を報告書にまとめ、令和3年7月の区長文書で全区に配布するとともに、注意が必要な個所については区域図を添付し、住民への啓発を行うもの。

(3) 避難確保計画作成について

平成29年度に義務化された要配慮者利用施設の避難確保計画作成につ

いて、令和3年2月の防災会議で承認を得て、対象施設を防災計画に追加した。本年度は避難確保計画の作成支援を強化していく。

令和3年3月 : 庁内担当者研修会の開催
(滋賀県 砂防課流域政策局流域治水政策室)

令和3年6・7月 : 対象となる社会福祉法人等48法人113施設に
作成状況を照会

令和3年8月 : 法人向けの説明会を開催予定

以上